

# 全国山村振興連盟理事会を開催

全国山村振興連盟は、令和８年７月３日（金）午前１０時３０分から千代田区永田町の全国町村会館２階ホールにおいて令和８年度第１回理事会を開催した。

最初に、衆議院議員 谷 公一 会長の挨拶、次いで、副会長の衆議院議員 宮下一郎 先生、理事の衆議院議員 佐藤英道 先生及び参議院議員 舟山康江 先生の挨拶があり、理事の参議院議員 進藤金日子 先生の豊 輝久 秘書から「全国山村振興連盟の皆様には、平素より本当にお世話になっています。今後ともご協力いただきながら、進藤も山村振興に向けて頑張っています」旨の挨拶があった。

来賓として出席された、農林水産省農村振興局 能見智人 地域振興課長、国土交通省国土政策局 石井秀明 地域振興課長（代読）、総務省自治行政局 近藤寿喜 地域力創造グループ地域振興室長及び林野庁 増山寿成 森林利用課長から挨拶がなされた。

議事は、竹崎会長代行が議長を務め、「第１号議案 令和７年度事業報告に関する件」、「第２号議案 令和７年度収支決算に関する件」、及び「第３号議案 令和９年度山村振興関連予算・施策に関する要望（案）に関する件」の審議が行われた。

理事会終了後、副会長が中心となって、関係議員及び関係省庁に対し要望活動を行った。金子国土交通大臣には、谷会長、竹崎会長代行、５人の副会長及び事務局長が面会して要請を行った。

理事会の内容は、次の通りとなっている。

## 【谷 公一 会長（衆議院議員） 挨拶】

皆様おはようございます。本日は山村においてご苦勞をいただいております市町村長の皆様方、また特別国会の終盤に差し掛かる中で、農山村・地方の活性化にご尽力いただいている同志の先生方、そして深夜に及ぶ国会業務をこなしながら、本日出席をいただいている関係省庁の幹部の皆様方に対し、日頃からのご理解とご協力に感謝を申し上げます。

まず、役員の動向についてご報告申し上げます。理事をお務めいただいております佐藤英道先生が、公明党から中道改革連合に移られております。また、立憲民主党から中道改革連合に移られた篠原 孝先生は、２月の総選挙で残念ながら当選かなわず、当連盟への理事を退任されたところでございます。他の先生方には異動はございませんが、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

さて、大きく揺れ動く社会情勢でございますが、前回の理事会は２月１９日でござ

いました。今年の2月は様々なことがございます。理事会の直前の2月8日は我々衆議院議員の総選挙があり、理事会の直後の2月28日には米国によるイラン攻撃がありました。その後の世界の情勢、ホルムズ海峡をめぐる様々な動きは、皆さんご承知のとおりでございますが、ここ数年上昇してきた諸物価が、ますます高騰する勢いでございます。このことは、不利な条件下にある我々山村の暮らしを直撃し、ますます困難なものとしており、物価高騰対策に万全を期することが喫緊の課題であるものと考えております。先月の5日に3兆円規模の補正予算が成立したところでございますが、今後とも世界情勢あるいは国の経済動向を十分注視しながら、変化に即した機動的、弾力的な物価対策の運営を求めていると考えております。

また、近年、特に東北地方を中心に深刻な懸念をもたらしているのが、クマ問題でございます。クマ被害により亡くなられた方だけでも、昨年度13名、今年度入ってから数名の方が犠牲になりました。もはや災害といっても過言ではなく、山村のみならず、都市部の生活の脅威であるばかりか、観光、経済活動、またそれぞれの住民の方の暮らしにも、大きな影響を及ぼしているところでございます。政府においては、クマ被害対策のパッケージとロードマップを定めて、捕獲目標を設定し、緊急銃猟などの体制整備を進めることとしていますが、これらの対策の着実な実施を図るだけでなく、さらに対策を拡充して、山村に暮らす住民、あるいは山村だけではなく、その地域に暮らす人々の身体・財産の安全・安心の確保を徹底していかなければならないと思っています。

この問題に加えまして、頻発する山火事、豪雪の際の雪下ろしによる事故の増加など、温暖化の進展や人口減少、集落の弱体化などによって、今や山村の直面する状況は新たなステージに入っていると思わなければならないと思います。

こうした中、先般、2025年国勢調査の速報値が発表されたところで、なかなか厳しい数字でございました。こうした中でございますけれども、前に向かって山村に人を呼び込むこと、すなわち、移住だけでなく二地域居住や関係人口の増大を含めた関連施策はますます重要性を増しております。

特に現在、制度設計が進められている「ふるさと住民登録制度」には、期待するところ大であり、今年度は全国でモデル地区を選定して、制度設計の詳細を詰めていくように聞いておりますけれども、着実かつ早急な施策の進展を期待しているところでございます。

世界も日本も先の見えない新しい段階に入ってきている中でございますけれども条件が様々な不利なものを抱えている山村だからこそ、また国土の広い地域を管理し、国土環境の保全や様々な地域資源を生み出している価値ある山村だからこそ、守り、山村振興法にあります「自立的発展」につながるようにしていかなければならないと

思っております。

本日お集まりの市町村長、国会議員、関係省庁の皆様、それぞれ重たい課題ではありますが、共に助け合い、手を取り合って山村の振興という大きな目標に向けて、ご尽力していただくよう改めてお願いを申し上げるところでございます。

本日は昨年度の決算、また令和9年度の要望などのご審議をいただくこととなっております。どうぞ忌憚のないご意見をお聞かせいただき、有意義な会合となるようお願いいたします。ありがとうございました。

### 【宮下一郎 副会長(衆議院議員) 挨拶要旨】

皆様こんにちは。長野県選出の衆議院議員 宮下一郎でございます。今日は全国山村振興連盟の理事会を皆様ご参加の下に開催されますことをお祝い申し上げます。

皆様方にはいつも温かいご支援をいただいておりますが、私もこの全国山村振興連盟をはじめ、中山間地域、山村をどう振興していくかということでいろんな活動をしております。

近況報告をさせていただきますと、自民党の総合農林政策調査会長ということで、農業政策、林業政策の来年度予算に向けた色々な取組をしておりますが、特に山村における農地、中山間地における農地をどう応援していくか、中山間地域等直接支払、多面的機能直接支払、環境保全型農業直接支払等を拡充・強化・充実させて、元気を出していただこうと思っています。森林・林業基本計画の改定に基づく予算の確保を通じて、山村の森林資源の有効活用、特に、都会での中高層の非住宅、どんどん木造化が進んでおりますので、こうしたこともしっかり応援することしたいと思っています。

また、中東問題あって、改めて木質バイオマス、燃料としての木材の重要性が再認識されております。そうした取組もしっかり応援をしていきたいと思っています。

先般は、谷会長とも同行して、自民党の過疎対策特別委員会による長野県東部の視察に参加し、過疎債をどう活用して山村を元気にしているか、こういう事例も勉強させていただきました。

また、その中では、山村留学が交流を進め、子どもたちを元気にすると、やはり山村の力で人が育つ、そのことも強く感じたところでございます。これから山村のパワーで地方を元気にしていく、そのことがますます必要になっていると思いますので、皆様のご指導のもとに、予算も含め政策の充実に向け頑張っって働いていきたいと思っています。今後ともご指導をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

### 【佐藤英道 理事(衆議院議員)挨拶要旨】

皆様おはようございます。全国各地で、山村の振興のためにご尽力をされている皆さま方に、心から敬意を申し上げたいと思います。先ほど谷会長から、先日の総選挙で、公明党から中道改革連合に移ったというご紹介をいただきましたが、どのような立場であれ、どのような政党に所属していても、山村の振興というのは、超党派で握手をしていかなければならない、そういう感がしているところでございます。

私の地元は北海道でございまして、今日も北海道から、鶴居村の大石村長が見えていらっしゃいます。鶴居村は本当に名前に鶴があるように、タンチョウツルが羽ばたいている素晴らしい景勝地でございます。温泉もある、そしてまた食べ物もおいしい、本当に全国各地から、道内各地から皆さんが集まれる素晴らしい地産地消の料理を食事することができるレストランもありまして、非常に喜ばれております。

また、私の出身は宮城県でございまして、当連盟副会長の保科丸森町長さんが宮城県でいらっしゃいます。宮城県は本当に山村が非常に多いところでありまして、私の出身地は名取市でございますけれども、本当に山村で、そこで生きて来た人間であります。山村はどこも間違いなく、少子化、それから過疎化など、多くの課題が山積しているのが、共通の課題であると思っております。

皆様からのご要望をしっかりと受け止め、前に進めていきたいと思っておりますし、私は今、国土交通委員会に所属をさせていただいておりますので、インフラ整備をはじめ、観光施策も国土交通委員会の管轄でございますので、しっかりと、皆様からのご要望を国政に届けてまいりますことを、お誓い申し上げまして、ご挨拶をさせていただきます。ご苦勞様でございます。

### 【舟山康江 理事(参議院議員) 挨拶要旨】

皆様おはようございます。ただいまご紹介いただきました、参議院議員 舟山康江でございます。

日頃から全国山村振興連盟の皆様におかれましては、全国各地の生の声、現場の声を聞かせていただいておりますので、何とか施策の推進、より良いものというところでご尽力いただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

昨年の山村振興法の改正・施行で様々なご意見いただいて、私は本当に良いものができたなと思っておりますけれども、これも現場の皆様の声、そして議会の中でも超党派で何度か議論を繰り返して、山村振興法の改正案ができ、改正が実現いたしました。

この中にはまさに二地域居住ですとか、それから農業・林業の振興、鳥獣被害対策、様々なことが盛り込まれていますけれども、こういった法律に盛り込まれた配慮規定

等をどうやって実現していくのか、ここがこれから問われているのかなと思っております。

私も国民民主党で農林水産調査会の会長を務めさせていただいておまして、様々な提言、つい先日には森林・林業基本計画の見直しに向けての提言もさせていただきました。また、木の効用をどのように多くの皆様に分っていただくのか、漠然として木を見ると落ち着くとか、木の香りが様々な影響を及ぼすことがありますけれども、やはりこれを科学的に実証することによって、さらに木の利用を促進していきたいと思っております。

もう一つ言えば、先ほど谷会長からのご挨拶にもありましたクマ被害。クマ被害を考えてみてもやはり、クマも好き好んで里に降りてきているというより、やはり住処がどんどん侵されているという中で、やはり森の保全ですとか環境整備、そこをきちっとすることによって、クマと人間の住み分け、もちろん個体数管理、増えすぎた個体のコントロールということも必要です。けれども、やはり基本は住み分けをするためには森を守っていく、そこにしっかりと手を加えていく、お金をかけていくことによって、まさにこれは山村地域のためのみならず、都市部に出てきているクマの被害を軽減するためにも必要ですから、そういった意味では山村のためだけじゃない、まさに日本全体のために森を守ることが大事なんだという、こういった機遇をいかに盛り上げていくのかということ、これも当連盟に問われている一つの課題ではないのかなと思っております。

そういう中で、ちょっと最後に一点だけ地元の宣伝ですけど、山形県からは加藤大蔵村長さんが今回から新たに参加されていますけれども、大蔵村も本当に山村で山も多いところですけども、非常に面白い取組みをされています。

発電所ができておりますが、これは自治体と民間の共同事業体で、地域の資源を生かして、民間にも責任をもってもらい、自治体も前に出ていく特定目的事業体をいうものを作って建設したもので、非常に全国でも先駆けた取組みです。こういった取り組みを通じて、地域にいかに資源を生かしながらお金が残る、落としていくのか、こういったことも非常に重要ではないのかなと思います。こういった好事例を横展開する、共有していく、そしていいものをいろんなところが利用していくことによって、もっともっと山村の魅力が伝わっていくんじゃないのかなと思いますので、そういったことにもこの連盟が寄与いただければなと思っております。

引き続きよろしくお願いいたします。

#### 【能見智人 農林水産省地域振興課長 挨拶要旨】

本日私からは2点ご案内させていただきます。

1点目は山村活性化支援交付金についてでございます。今年度の予算は昨年度と同額の7億8千万円となっておりますけれども、また概算要求の時期になって参りますが、引き続き必要となる額をしっかりと予算要求していきたいというふうに考えておりますので、ぜひ積極的にこの交付金をお活用いただけますよう、この場をお借りしてあらためてお願い申し上げます。

この交付金でございますが、お手元に、山村活性化対策というリーフレットを配布させていただいております。農林水産物等の地域資源を活用した特産品の開発ですとか、商品を開発するだけでなく、サービス、例えばグランピングとか、そういった地域に人を呼び込むサービスも対象になっております。雇用創出ですとか、所得向上にする取組に対する支援としまして、年間1千万円までを上限にしまして、定額で最長3年間支援が可能となっております。

これまで全国の310地区でご活用いただいております、大変ご好評いただいているということであります。活用に当たりましては、令和7年度の山村振興法改正を踏まえた山村振興計画を作ってくださいが必要がございます。この機会に、是非作成ですとか、既に作られたというところは法改正になっていきますので、変更を進めていただき、積極的な活用を検討いただけたら幸いです。

2点目は、今年度の「山の恵みプロジェクト」についてでございます。この山村活性化支援交付金を活用した取組の実施前とか実施後の支援を行うということで、新商品を開発したいという方々向けのセミナーですとか、既に開発した商品・サービスの売上向上を目指すという方々に向けて、商談会ですとか販売会、そういったものを支援しているところでございます。今年度は、9月下旬に東京ビッグサイトで開催されます商談会兼販売会「GOODLIFE(グッドライフ)フェア」ですとか、来年2月下旬に、これも東京ビッグサイトでございますけども、「東京ギフトショー」などへの出展支援を予定しているところでございます。本日、お手元にチラシをお配りしておりますので、ぜひご覧いただきまして、地元の関係者にご紹介いただけますと幸いです。

**【石井秀明 国土交通省地域振興課長 挨拶要旨】(大塚賢太 企画専門官代読)**

国土交通省におきましては、山村振興対策としまして、道路整備の推進、堤防整備などの防災・減災対策、公共交通の確保・維持などの生活環境整備、二地域居住を含めた移住促進といった取組を進めているところです。

こういったハード整備を着実に進めることはもちろんのことですが、ソフト政策や官民連携といった取組を合わせて進めることも重要と考えてございます。

また、二地域居住政策に関しましては、法に基づく指定支援法人も増えてきております。また、官民連携プラットフォームも活発に活動を行っております。自治体のマンパワー不足にも、官民連携は極めて重要と考えられますので、是非こういった仕組みもご活用いただければと思っております。

#### 【近藤寿喜 総務省地域力創造グループ地域振興室長 挨拶要旨】

総務省では、地方への新しい人の流れをつくるため、関係人口の創出・拡大ですとか、地域おこし協力体のさらなる拡充等に取り組んでいるところです。また、山村地域など地理的に不利な地域におけます情報通信基盤の整備等によりまして、地域が元気になる取組を推進してまいります。

総務省の施策、ご紹介をさせていただきますけれども、まず、先ほど冒頭、谷会長からのご挨拶にもございました、「ふるさと住民登録制度」は、特定の地域に継続的に関わる「関係人口」を可視化して、地域の担い手確保や活性化につなげる制度であります。本年度中の制度導入に向けまして、自治体の取り組み指針となるガイドラインを策定したほか、アプリの実証や工学的な事例の創出を図るため、モデル事業を実施しております。全国の自治体や国民の皆様にご活用いただける制度となるよう取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊につきましては、隊員数を1万人とすることを目標に掲げまして、さらなる取組の推進を図っているところです。今年度からは、地域協力活動として地場産業等に従事する隊員が、任期終了後に企業・事業承継を行うこととする場合は、任期を最長5年とする特例を導入いたしました。地域おこし協力隊が一層力を発揮できるよう、しっかりと後押ししてまいります。

また、こちらは山村の自治体の方々に非常に多く活用いただいている制度としまして、特定地域づくり事業協同組合制度の活用も推進しているところでありまして、この6月1日時点で、全国145組合まで増えておりますが、このうち101組合が山村地域で活動しております。引き続き、全国で説明会を実施するなど、積極的に立ち上げの支援をしていく所存でございます。

また、令和3年に施行されました、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法の趣旨を踏まえまして、過疎地域における持続可能な地域社会の形成をより、地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現されるよう、過疎地域持続的発展支援交付金など、過疎地域の課題解決に向けた施策を進めてまいります。

それから、情報通信インフラの面ですけれども、条件不利地域において、光ファイ

バや携帯電話基地局の整備に要する経費の一部を補助しておりまして、これらをデジタルインフラ整備推進事業として、本年度当初予算でも必要額を計上しております。地方からのデジタルの実装を力強く推進していくため、引き続き取組を進めてまいります。

なお、最後に地方交付税につきましては、本来の役割が適切に発揮されるよう、前年度を上回る額を確保しております。

また、過疎対策事業債及び辺地対策事業債につきましても、計画額を増額確保しております。

### 【増山寿成 林野庁森林利用課長 挨拶要旨】

森林・林業基本計画が6月5日に閣議決定されましたので、本日はその内容を少しご紹介させていただきたいと思います。今回の基本計画でございますが、森林・林業・木材産業の好循環を生み出し、100年つづく「森の国・木の街」を実現する、ということを掲げております。山村が林業生産のフィールド、現場でございますので、やはりこの林業を振興していく上にあたって、まずは山村が成り立たなければそもそもこの林業が成り立たないということでございまして、今回の基本計画には「政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」を掲げていますが、この中で「森業等の推進による山村地域の発展」が位置づけられております。

具体的な方向性として、4つの柱立てがなしております。

第1に山村地域の内発的な発展でございます。地域に存在する豊富な森林資源を生かして人材と所得を確保していく。このためには、効率的な林業生産活動ですとか、あるいは木材を燃料、エネルギー源として使う地域内のエコシステムということを推進する。

さらに、特用林産物、広葉樹、ジビエ等の地域資源の活用と付加価値の向上を推進して、この山村地域の内発的な発展に取り組んでいく。

第2は、山村地域の維持・活性化、やはり農林地の管理というのが適切に行われなければなりません。このために、例えば荒廃農地等であっても、条件があれば、例えば早生樹植栽を行って収入機会の創出を図っていく。

あるいは生活の身近にある里山の継続的な保全管理を行っていく。そのために協調して働くという意味での協働というのを位置づけているところでございます。

第3に、森業の推進でございます。森林浴、トレイルライドなどの森林空間利用が非常に広がっております。さらに林業体験ですとか、企業研修の場としての森林空間の活用。さらにJ-クレジットですとか、森林の持ついわゆる林業以外のいろんな価値を創出して、関係人口の創出・拡大、あるいは人々の生活向上、ウェルビーイング

の向上、さらに森林経営の多角化、こういうものへつなげていく取組みでございます。

4月に森業振興室という新しい組織を立ち上げて施策の推進を図っているところでございますが、来週7月7日には森業振興のキックオフイベントとして「森業キックオフ・オーラム」を東京の新木場で開催をすることとしているところでございます。

そして第4が移住・定住促進でございます。農林業体験等への参加の促進ですとか、林業高校や林業大学校への修学、森業への参画、半林半Xの取り組み、こういったいわゆる森林・林業施策だけではなくて、定住の促進を図っていくためには関係省庁との施策との連携というのが重要でございます。

そういった観点から地域おこし協力隊ですとか、あるいはふるさと住民登録制度の活用、こういったことについても、今回の森林・林業基本計画の中にしっかり位置づけているところでございます。

それから最後に森林環境譲与税についても一言申し上げさせていただきます。令和6年度の実績で譲与額629億円に対して活用520億円まで広がってきております。だいぶ活用が広がってきているところでございますが、やはりもっともっと有効に活用していただければというふうに考えておりますので、ぜひ基金が積み上がっているところについては剰余額を上回る活用をぜひ考えていただければというふうに思っておりますので、この場をお借りしましてお願い申し上げます。

◎挨拶をいただいた方以外の政府関係の出席者（敬称略）

|       |                  |         |
|-------|------------------|---------|
| 林野庁   | 森林利用課山村振興・緑化推進室長 | 岸 功 規   |
| 農林水産省 | 地域振興課課長補佐        | 山 寄 康 司 |
| 農林水産省 | 地域振興課課調整係長       | 半 田 宗一郎 |
| 国土交通省 | 地域振興課企画専門官       | 大 塚 賢 太 |
| 国土交通省 | 地域振興課係長          | 滝 本 拓 矢 |
| 林野庁   | 山村振興・緑化推進室課長補佐   | 原 口 尉   |
| 林野庁   | 山村振興・緑化推進室企画係    | 松 島 克   |

【議 事】

竹崎会長代行のもとに議事が進められた。

- 第1号議案 令和7年度事業報告に関する件
- 第2号議案 令和7年度収支決算に関する件

第1号議案及び第2号議案について、實重事務局長が内容の説明を行い、船木監事から監査報告が行われ、両案は原案通り承認された。

- 第3号議案 令和9年度山村振興関連予算・施策に関する要望（案）に関する件  
實重事務局長が内容の説明を行い、原案通り承認された。

理事会で承認された「令和7年度事業報告」及び「令和9年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」は、次の通りとなっている。

## 令和7年度事業報告

### 1. 山村振興施策に関する提言及び政府予算対策等

#### (1) 令和8年度山村振興関連予算・施策

- ① 4月1日に改正山村振興法が施行されたことを受けて、4月24日に、お世話になった国会議員、所管省庁をはじめとする関係者に感謝し、「山村振興法改正お礼の会」を開催した。
- ② 7月理事会において「令和8年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」を決定し、関係国会議員、関係省庁に要請を行った。
- ③ 8月27日に開催された自由民主党総合農林政策調査会・農林部会・農政推進協議会合同会議に出席し、「令和8年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」により要望を行った。
- ④ 10月の理事会において、「令和8年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」を審議した。
- ⑤ 11月20日に開催された自由民主党山村振興特別委員会に出席し、「令和8年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」により要望を行った。
- ⑥ 11月の総会において「令和8年度山村振興関連予算・施策に関する要望書」を決定し、関係国会議員、関係省庁に要請を行った。
- ⑦ 12月25日に開催された総合農林政策調査会・農林部会・農政推進協議会合同会議において令和8年度農林水産関係予算の折衝状況が報告された。
- ⑧ 令和8年度政府予算案は12月26日に決定された。
- ① 令和8年2月19日に開催された自由民主党山村振興特別委員会において令和8年度山村振興関係予算概算決定等について説明が行われ連盟より要望を行った。

### 2. 山村振興を図るための啓発・普及活動の推進

#### (1) ホームページ・メールマガジンでの情報提供

ホームページ

連盟の紹介、全振興山村のリンク、山村からの提言

山村へのメッセージ、山村振興施策（山村振興法、山村振興関連予算、各種政策、白書等）を掲載している。

メールマガジン

「全国山村振興連盟メールマガジン」を原則として毎週発行し、HPにも掲載している。関係省庁の施策の動向など山村振興施策をめぐる各種情報を提供している。

（２）山村振興に関係する団体の活動を後援等している。

- 特定非営利活動法人「地球緑化センター」が実施する「緑のふるさと協力隊」
- 「第２４回書き聞き甲子園」
- 「第１７回水源の里シンポジウム」（１０月２９日。京都府で開催）
- 「全国過疎問題シンポジウム2025 inとっとり」（１０月３０～３１日開催）
- 全国二地域居住等促進協議会(国土交通省地方振興課が事務局)に会員として参加している。
- 農業農村情報通信環境整備推進体制準備会(農林水産省地域整備課が事務局)に会員として参加している。
- 第２のふるさと推進ネットワーク(観光庁観光資源課が事務局)に会員として参加している。
- Forest Styleネットワーク(林野庁森林利用課が事務局)に会員として参加している。
- 「農山漁村」経済・生活環境プラットフォーム(農林水産省農村活性化推進室が事務局)に会員として参加している。

３．「山村振興実務研修会」の開催

市町村、都道府県、連盟支部の山村振興担当者を対象に６月４日(水)に開催し、４２名が参加した。

４．会員等への情報の提供

（１）「山村振興情報」を年間６回（隔月１回）発行している。

なお、平成１２年１２月以降の「山村振興情報」について、原則として２部ずつ国立国会図書館に納本した。

（２）「全国山村振興連盟メールマガジン」を原則として毎週、支部あてに送信している。また、同時にホームページに掲載している。

（３）事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、山村振興施策・予算の要望等理事会での決定事項は、理事会終了後、直ちに会員に連絡している。

(4)山村振興に関連する各種情報は、ホームページに掲載し、会員に提供している。

#### 5. 「森林・山村対策に関する懇談会」の開催

「森林・山村対策に関する懇談会」を令和8年2月18日(水)に開催した。。

(副会長・理事・監事が参加)

##### 講師

総務省自治財政局調整課長                      和田雅晴 氏

農林水産省地域振興課長                      能見智人 氏

林野庁山村振興・緑化推進室長              岸 功規 氏

#### 6. 山村振興全国連絡協議会との連携

山村振興全国連絡協議会の活動に対し助成を行うとともに、総会(7月4日にWEBにより開催)、ブロック会議に参加し、連携を図った。

北海道・東北ブロック会議 (開催県：青森県。書面開催)

関東ブロック会議 (開催県：群馬県。書面開催)

東海・北陸ブロック会議 (開催県：新潟県。書面開催)

中国・四国ブロック会議 (開催県：愛媛県。書面開催)

九州ブロック会議 (開催県：大分県。書面開催)

#### 7. 各種会議会合等

##### (1) 総会

令和7年11月20日(金)に通常総会を開催した。

##### (2) 副会長会議・理事会

令和7年7月、10月及び令和8年2月に副会長会議及び理事会を開催した。

##### (3) 事務局長会議

令和8年1月に事務局長会議を開催した。

##### (4) ブロック会議

北海道・東北六県山村振興ブロック会議が、8月4日(月)～5日(火)に福島県南相馬市で開催された。

### 令和9年度山村振興関連予算・施策に関する要望書

山村地域の振興につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の山村は、日本人の精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産をはじめ、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってまいりました。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか2.5パーセントの住民が守っております。

一方、山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や鳥獣被害の多発等により厳しさを増してきましたが、加えて近年の気候変動による災害の多発、諸物価の高騰等の影響もあり、多くの山村の存続を危ぶまれると言っても過言ではない状況となっております。山村をはじめとする地方が衰退することは、国家の存立にとって重大な危機と言わなければなりません。

こうした中であって、令和8年に、山村振興法の改正が行われ、山村振興政策の充実を図ることとされたことは、地球温暖化対策や生物多様性保全という世界的な課題の下で、山村の多面的・公益的機能が広く認識されるとともに、都市人口集中の弊害への反省に立って、人口の地方分散と地域社会の維持・発展が重要な課題であると改めて認識されたものと考えております。

高度経済成長期以降、地方から都市への人口流出は一貫して歯止めが掛っていないという状況にあり、国土利用計画、地方分権改革、山村振興法をはじめ、地方への人の流れや様々な地域間格差の是正を目標にしてきた過去の制度が残念ながら十分に効果を発揮するに至らなかったという現実を改めて認識した上で、今、未来に向けて、地方への移住促進や投資等、日本の社会構造を変える取組みを行うことが喫緊の課題となっていると考えます。

山村地域の活性化と持続的発展を確保していくことは、国土の保全、地方創生に直結することはもとより、多くの価値観が分断を生む社会にあって協調と連携を尊重する精神文化の継承にもつながり、ひいては国民生活全体の発展・安定につながるものと考えます。

国におかれては、以上の認識の下に、山村振興を国の重要課題に据えて、下記の事項の実現を図られるよう強く要望致します。

## 記

### I 山村振興法に基づく山村振興政策の強化

1. 山村振興法の目的、基本理念、山村振興の目標、配慮事項等の規定に基づき、国土面積の半分にも及ぶ山村において、将来にわたって地域社会が持続的に発展し、国土が適切に管理されることとなるよう、関係省庁の連携の下、各分野において山村振興政策を積極的に充実・強化すること。
2. 関係省庁との連携に当たっては、山村振興法によって国の責務が明確にされたことを踏まえ、国土の半分に及ぶ山村が機能不全に陥れば都市や国家への影響も甚大であるという観点に立って、国家的課題として山村地域をどう活性化させるかを共有した上で、地方から人口が流出する社会構造や生活基盤の地域間格差の改善に取り組むこと。
3. 山村振興法において都道府県の責務が明記されたことを踏まえ、都道府県においても、山村の市町村に対する支援に加え、国民への情報発信、広域連携の強化、資源の有効活用、生活・産業基盤の充実等に関する施策を強化すること。
4. 食料品価格、ガソリン価格をはじめとする諸物価の高騰が条件の不利な山村の生活に著しい打撃を与え、ひいては都市との格差を拡大しかねないことを踏まえ、各般の物価安定対策を強力かつ迅速に講ずること。
5. 世界各地で紛争が頻発する情勢の下であって、食料・生産資材・木材を輸入に依存する現状を改善し、食料自給率・木材自給率を高めるとともに、国土保全を強化する食料安全保障体制を確立すること。その際、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づき、山村地域における農地・森林等多様な資源を最大限活用するための支援を強化すること。
6. 以上のような国家的課題に対処するため、国による研究開発、革新技術・DXの活用普及などにつき、モデル地域を創出する事業を行うこと。

### II 移住政策・観光政策等による総合的な人口政策の充実

1. 東京一極集中を改め地方への人の流れを作るため、地方移住が促進される政策を構築する

とともに、都市との連携強化による二地域居住対策、関係人口の増加、次世代を担う人材の育成対策等を充実・強化すること。

2. 「ふるさと住民登録制度」について、制度設計・実態調査・実証事業等を速やかに進めるとともに、自治体の情報発信、受け入れ環境整備のための予算を十分に確保すること。また、登録者が地域と継続的に関わる機会を確保するため、交通費への助成など制度の実効性を確保するための施策を講じること。
3. 首都直下型地震、富士山噴火等に備えて、首都のサブ機能を分散するため、「社会機能分散型国土づくり」を制度化すること。
4. 山村における観光業及び農泊等を振興するとともに関係人口の増加を図るため、「里業」「森業」を推進するとともに、地域内の二次的交通の充実や多様な取組主体の育成等を総合的に推進すること。特にその中で、地域と企業・団体等が WIN-WIN の関係で結びつくことのできるネットワークを構築すること。
5. 山村への移住者に対して税制面での思い切った優遇や地域の実情に応じた多段階の支援を行うこと。また、地方への移住やU・Iターンを促す奨学金返済支援制度を構築するなど抜本的対策を講じること。
6. 特定地域づくり事業協同組合の設立を推進するとともに、支援措置を充実・強化すること。
7. 「地域おこし協力隊」を充実強化するとともに、地域運営組織や中間支援組織の活動を促進すること。
8. 観光振興に当たり、インバウンドを活用する一方で、オーバーツーリズム対策のための措置を講ずること。また、観光客数が基準財政需要額の算定対象となっていないため、オーバーツーリズムに起因する費用は山村地域の住民がすべてを負担している形となっていることから、インバウンドを含めた来訪者数の算定方法の精度を高めて明確にし、算定の基礎数値とすることにより、来訪者数に応じた基準財政需要額の算定がなされるようにすること。
9. オーバーツーリズム対策として自治体が導入を進める法定外税について、制度設計・徴収システム整備に対する財政・技術支援を行うとともに、ICTを活用した来訪者の分散誘導・交通渋滞緩和の取組を支援すること。
10. テレワーク等山村において就業が可能な環境の整備を推進するとともに、山村への企業の誘致、産業立地に関する支援を充実すること。
11. 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく対策を推進するとともに、利用を希望する者とのマッチングや利用者の負担軽減等、有効活用について措置を講ずること。
12. 日本農業遺産、日本遺産等の認定地域において、地域産物や地域に根ざした観光資源のPRに努めるとともに、地域産品の販売促進などの支援を行うこと。

### Ⅲ 災害復旧の推進と防災力の強化

1. 能登半島地震、東日本大震災及び近年の豪雨・台風等の被災地については、関係省庁連携の下、被害が生じた山村地域における復旧・復興対策を強力に推進すること。東日本大震災被災地については、原発事故放射性物質の除染等を的確に行うとともに、除染に伴う廃棄物の処理にも万全を期すこと。
2. 地球温暖化の進展に伴い山林火災が頻発する状況となっていることを踏まえ、山林火災対策の強化に向け、監視体制の高度化、予防施策の充実、初期消火能力の向上を図るとともに、住民避難や消防活動を支えるため、広域連携体制の整備と資機材の充実等自治体への支援を強化すること。

3. 標高が高く積雪・凍結の影響を受ける山村における除雪・凍結対策及び除雪機械の更新等、豪雪対策に関する財政支援を充実すること。
4. 防災・減災、治水・砂防等の国土強靱化対策を強力に推進し、多様な災害の多発に備えた効果的な措置を講ずること。またそのために、将来を見通した十分な財源を確保するとともに、災害発生時の的確な情報提供システムの整備を図ること。
5. 山村地域において消防広域化計画や相互応援体制の円滑な構築に向けた制度・財政両面での支援を充実・強化するとともに、地域事情に応じた多様な消防体制の確立を可能とする法制度の整備を図ること。
6. 山村地域において消防団活動の持続可能性を確保するため、団員確保に向けた特別支援策や企業等による消防団活動への協力に対する優遇措置を講じること。
7. 山村地域における消防水利を確保するため、防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進する特別支援措置を講じるとともに、山間部での水利確保の困難性に対応するための新たな消防水利システムの研究開発・導入を推進すること。
8. 山村地域の防災力を強化するとともに多様な人材の参画を促進する観点から、消防団や消防職場における女性の参画促進に向けた環境整備に対する財政支援を講じるとともに、防災計画や訓練において女性や高齢者の視点を反映する仕組みを構築すること。
9. 山村地域の防災力強化のため、消防庁舎・消防施設等の整備及び改修に対する助成措置を拡充するとともに、老朽化した消防車両等の更新、消防団装備の充実、防災拠点の機能強化に対する特別支援を講じること。また、山林火災や土砂災害等の山村特有の災害に対応するための特殊車両や資機材の整備を促進すること。
10. 山村地域の多くの役場庁舎は老朽化が進み、耐震性能が不十分な施設も多く存在しているが、庁舎は平時の行政機能に加え、災害時には避難所や防災拠点としての役割を担っており、安全性の確保が急務である。しかし、財政力の限られた山村の市町村にとって、庁舎の耐震化・建て替えに要する多額の費用を自力で負担することは困難であることから、庁舎の耐震化および建て替えに対する国の新たな補助制度を創設すること。
11. 国宝・重要文化財等の歴史的建造物を多数擁する山村において、火災から確実に守るため、文化財防火施設（消火設備・防火水槽・自動火災報知設備等）の整備・更新及び初期消火・延焼防止体制の構築に対する特別な財政支援を講じること。また、歴史的建造物等は、豪雨・台風等による倒木・路肩崩落等の被災復旧や日常的な維持管理に多額の費用を要することから、その価値を将来にわたり保全するため、国による継続的・安定的な財政支援制度を創設すること。

#### IV 鳥獣被害防止

1. クマによる人身被害が相次いでいる現状を踏まえ、「クマ被害対策パッケージ」及び「クマ被害対策ロードマップ」に基づき、捕獲目標数を迅速に達成するとともに、出沒予測の高度化、緊急銃猟の人材・体制整備、電気柵の設置、緊急時の広域連携体制の強化等の施策を進め、必要な予算を確保すること。
2. クマによる住民被害防止を徹底するため、警察の機動的な出動を図るとともに、自衛隊はクマ等による被害の深刻さの度合いにより、災害派遣に準じる自衛隊の派遣や自衛隊員による害獣駆除への協力を行うこと。

3. 鳥獣被害防止特別措置法等に基づき、技術普及を含む各種鳥獣被害対策を一層充実・強化し、対策に必要な財源を確保すること。
4. 地域ぐるみの総合対策を推進する「鳥獣被害防止総合対策交付金」及び広域的な森林被害等に対応する「シカ等による森林被害緊急対策事業」について継続するとともにメニューを充実・強化すること。また、ICTやドローン等の革新技術を活用し、より効果的な鳥獣被害対策に努めること。
5. 農地や林地以外の地域住民の住居や神社寺院等での被害が増大し地域住民が住みづらくなる中、支援対象を集落地域全体に広げ、包括的な対策ができるよう努めること。対策については、地域事情を加味し、規模や要件について柔軟に対応できるよう配慮すること。
6. 鳥獣被害対策実施隊の設置促進、猟友会等の民間団体の参加促進、林業分野・関係省庁との連携を促進すること。
7. 捕獲鳥獣の加工処理施設の設置促進、焼却対策を充実・強化するとともに、ジビエ振興対策を講ずること。

## V デジタル・トランスフォーメーション（DX）等革新技術の導入・普及

1. 生活基盤の様々な地域間格差が都市への人口流出を助長してきた大きな要因ともなっていることから、医療や教育をはじめとするDX技術の研究と開発導入を国において積極的に取り組むこと。
2. AI・ドローン・自動運転・ロボット等をはじめデジタル技術の活用が地域の隅々まで行き渡ることにより、山村の不利な条件を克服し、人口減少・高齢化の進む山村地域が抱える問題に対処していくことができるよう、施策を更に充実・強化すること。また、自動運転をはじめ、人口減少の進む山村の喫緊の課題となっている政策については、規制緩和を図りつつ山村地域から導入すること。
3. 山村地域において遅れている5G・光ファイバ網・ケーブルテレビの整備・更新を推進するための予算を拡充するとともに、テレワーク、キャッシュレス決済、電子申請につき更に普及を促進し、そのための支援を行うこと。
4. 携帯電話不通地域の解消等デジタルディバイドの解消を図るための通信体系を充実・強化すること。また、ラジオ難聴取地区を解消するとともに、地上デジタル放送送受信施設の更新等、地域の実情に即した通信システムの設置・管理に対し支援すること。
5. 公設民営に限らず公設公営の情報関連施設についても、更新に対する助成措置を講ずること。
6. 山村地域において、再生可能エネルギーの導入を促進すること。特に、木質バイオマス産業化のための施設整備・システム開発の利用促進を図ること。また、FIT制度の取組みを地域経済の発展に寄与させるとともに、再生可能エネルギーの発電比率の向上と、熱利用システムの整備を図ること。太陽光発電・風力発電等の施設の設置については、優良な農地・林地の乱開発を防ぐこと。
1. 国が推奨する行政システムの標準化・共通化は重要である一方で、山村地域を抱える自治体においては、初期導入費・運用費の負担が過大となるため、ガバメントクラウド接続に係る経費、通信回線費等関連する経費について、国庫負担とする等の対策を講ずること。

## VI 多面的・公益的機能の持続的発揮・公共事業の推進

1. 国連SDGsや温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策を強化するとともに、

- 「みどりの食料システム戦略」を着実に実行すること。
2. 「中山間地域等直接支払交付金」について、人口減少・高齢化が進む山村の農地保全の継続を図るため、地域の実情に応じた柔軟な要件緩和、事務手続きの簡素化及び予算の充実を図ること。また、「多面的機能支払交付金」、「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」についても、同様に予算を含め充実強化すること。
  3. 森林環境税及び森林環境譲与税による森林整備に際し、使途を含め市町村に対して必要な助言等の支援を行うこと。
  4. 都市部の公共施設、学校等において、森林環境譲与税を原資とした国産材の利用を促進すること。また、森林環境譲与税を活用した、都市部と山村、河川流域での川上と川下の交流を促進し、環境に対する意識の向上、林業がおかれている現況の理解の増進、山村で林業に取り組む者の誇りの醸成に繋げること。
  5. 公共施設等での国産材の利用を促進するため、消防法等関係法令の耐火基準を国産材が満たせるよう加工の技術革新を進めること。
  6. 都道府県や河川流域を基準とした地域版J-クレジット制度の創設支援を行い、森林整備を促進することのできる仕組みを検討すること。
  7. 「棚田地域振興法」に基づき施策を充実し、高齢化、担い手不足、生産基盤の老朽化など、棚田地域が抱える課題に対する支援策を強化すること。
  8. 山村の果たしている重要な役割や木の文化について、児童生徒を含め国民一般の理解を深めるための教育・啓発・普及対策を充実・強化すること。
  9. 山村の有する農地の多面的機能を発揮させるため、農地の保全に確実に取り組めるよう、将来の農地の在り方に関する地域の話し合い、簡易な基盤整備、低コストで粗放的な管理、鳥獣被害防止のための対策等、柔軟できめ細かな対応が可能となる総合的な対策を講じること。
  10. 老朽化した農業用施設の保全・整備を推進するため、予算を拡充し、柔軟な要件の下で活用できるよう措置すること。
  11. スギ人工林の伐採・植替え等を含む花粉症解決に向けた総合対策を推進するとともに、間伐や再造林、林道の開設・改良等を支援すること。また、豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化を推進すること。
  12. 「農山漁村地域整備交付金」等の公共事業予算を拡充・強化するとともに、山村の存立基盤である森林・林業、経済・雇用を支える上で重要な役割を担っている林野公共事業予算について、大幅な拡充を図ること。
  13. 景観対策、国土保全に資するため、松くい虫対策、ナラ枯れ対策の推進を図ること。また、侵入竹の駆除及び竹材等の利用推進を図ること。
  14. 森林の有する多面的・公益的機能は年間70兆円にも及ぶとの試算もあることから、森林環境譲与税にとどまらず、山村や中山間地域が有する多面的・公益的機能について客観的に評価した上で、地方財源として制度設計し、配分することにつき検討すること。
  15. 歴史的な社寺建築・文化的景観を支えてきた地域材の生産・活用を維持するため、急峻な地形における林業の採算性確保と、文化財修復用の良質材の安定供給体制づくりへの支援を行うこと。

## Ⅶ 農林業の振興・地域社会の活性化

1. 山村地域の基幹産業である農業・林業について、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づき、最先端技術の導入を含めて生産性・採算性を向上し成長産業化の支援を行

うとともに、意欲と能力のある担い手や新規就農者の所得確保を支援するため、農林水産予算を大幅に拡充すること。

2. 水田政策の見直しに当たり、山林の小規模農家も営農が継続でき、支援が行き届くこととなるよう、地域の実情を踏まえた柔軟な制度設計と予算の充実を図ること。
3. 「山村活性化支援交付金」の維持・充実を図るため、本交付金を含む「農山漁村振興交付金」の総額を確保するとともに、近年の建設費用の高騰や人口減少・高齢化に伴う人手不足等の社会情勢に対応した支援を行うこと。また、共同利用施設の支援整備、農地耕作条件の改善、畜産環境対策等の施策を充実・強化すること。
4. 認定農業者等の中核的担い手だけでなく、兼業農家等を含む多様な農業者が地域を支えることとなるよう農村政策を充実・強化すること。
5. 農林水産業に革新技術を導入して効率化・付加価値化し成長産業に導くことが、食料安全保障や地球温暖化など国家的課題への対応に貢献することから、山村における担い手の新規参入を促進するため、経営体の組織や基盤の強化に関するモデル的な事業につき検討すること。
6. 森林経営管理法に基づき、森林経営管理制度について、地域の実情に応じて、更なる森林の集積・集約化が進められるよう、施策を充実・強化すること。
7. 「中山間地農業ルネッサンス事業」を充実し、山村地域に対して優先的に予算配分を行うとともに、山村地域を優遇する等、山村地域にとって使い勝手の良い制度とすること。
8. 山村の地域資源の保全管理・活用や地域振興と併せて、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成に係る支援の充実を図ること。
9. 森林、農地等の資源を活用した6次産業化の推進、平場とは異なる山村の条件を生かした園芸等の振興、更には、健康等の新たな分野で森林空間を活用する森林サービス産業等の「森業」の創出・推進、関連企業の立地・導入等の対策を充実・強化すること。
10. 「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」を通じて、カーボンニュートラルを見据え、森林所有者等による計画的な森林施業をはじめ、川上から川下に至る林業、木材産業の総合的な振興対策の充実・強化を図ること。また、世界の木材需給に留意し、木材価格の安定化に資する取組を実施すること。急傾斜地における架線集材・ヘリ集材への支援を含め、間伐などの森林施業を推進するほか、施業の低コスト化、再造林対策を強化すること。
11. 「都市（まち）の木造化推進法」を強力に推進するとともに、これに基づき、建築物等における国産材の活用、CLT等の技術開発・普及、地域材を利用した構造材・内装材・家具・建具等の普及啓発、効率的な木材サプライチェーンの構築や森林認証材の普及を図るため、施策を充実・強化すること。木材・木製品の輸出促進への支援を充実・強化すること。
12. 特産林産物の振興を図るための予算を確保すること。

## **VII 地域公共交通・道路等生活基盤の確保**

1. 人口減少・高齢化が進む山村において、JR路線をはじめとした地域公共交通の確保は死活問題であるので、国が地域での話合いに主導的に参画するとともに、山村における公共交通を持続可能な形で維持確保すること。また、コミュニティバスなど地域主体の交通運営体制に支援すること。
2. 交通モードの横断や地域連携を視野においた「交通空白解消対策」を推進し、住民参加による地域ニーズを反映した計画に基づいて、ラストワンマイルの地域交通を確保すること。
3. 地方の路線バスについて、「地域公共交通確保維持改善事業」では利用者数や採算性が重視

されているが、人口の減少によって、病院、学校、買い物をはじめ多くの生活基盤を支える公共サービス提供機関が集約され、より遠方になる山村の実情に即していないため、制度を見直すとともに、人材の不足する運転手の資格取得、処遇改善等を含めた財政支援を行うこと。

4. 山村地域住民の広域生活圏における生活交通を確保するため、実情に合わない法の撤廃や規制緩和を行うとともに、地方バス路線維持、デマンドバス・デマンドタクシー・日本型ライドシェア等に関する対策を充実・強化すること。
5. 自動運転の技術開発、実証、ルール作りを促進するとともに、山村における普及、社会実装を加速化すること。
6. 「自動運転レベル4実装加速化事業」では2027年度までの全区間レベル4実装を一律に求め、未達成の場合には補助金返還を求めるものとなっているが、地方にこそ緊要度の高い技術でありながら、自治体では技術的、制度的要因によるリスクまで負うことは困難であるため、その早期改善と国主導による山間地域での実証事業の推進を行うこと。
7. 2県以上にまたがる県管理の国道整備を含め計画的に道路の整備促進を図るとともに、市町村道の改良・舗装等、山村地域の道路整備を促進すること。また、基幹的な市町村道路の整備の都道府県代行に対する助成措置を講ずること。
8. 道路整備のための財源を十分に確保し、特に、地方における道路財源の充実を図ること。また、防災・観光景観上の観点から無電柱化の推進に当たり、財政措置（過疎債）を講ずること。
9. 山村地域の生活・交通にとって不可欠なガソリンスタンドを維持するため、地下タンク設置の基準を緩和するとともに、更新について支援を拡充すること。
10. 山村の簡易水道等施設の整備を促進すること。また、山村地域の実情に応じて污水处理施設の整備を促進すること。
11. 廃棄物処理施設の整備を推進するため、助成措置を講ずること。また、廃棄物処理施設の解体に対しては、適切な措置を講ずること。
12. 限られた幹線道路で外部と結ばれている山村は、土砂災害等による道路寸断が地域の孤立に直結するため、緊急輸送道路・代替路の整備、法面防災対策、橋梁・トンネルの老朽化対策を重点的に推進すること。

## IX 医療・保健・福祉

1. 医療人材の偏在や高度急性期医療の提供体制の格差は命の格差ともいえるべき状況にある。あらゆる可能性を用いて格差を是正すること。
2. 国民皆保険制度の国において山間地域の医療提供を担う自治体立病院や診療所は、人口減少が加速化する中で、物価や人件費の高騰に追い付いていない「診療報酬制度改定」も相まって赤字額は増高し、交付されている地方交付税をもっても、もはや存続の危機にある。命の格差につながる急性期医療をはじめ、精神、周産期、小児などの専門科においては特に採算性が悪い中で医療人材の偏在と不足も大きな問題である。日本社会全体が少子・高齢化する中であっても、その課題が更に顕在化し、困難な状況にある山村地域の命を守るための関連制度の抜本的改正と国による財政支援、医療人材の偏在是正を行うこと。
3. オンライン医療を推進するとともに、感染症等に対処する医療施設・体制を早急に整備すること。また、医療・保健・介護・福祉の充実、高齢者の職場・住居の確保について、都市部との連携の下に対策を充実・強化すること。
4. 命の格差を是正し、人材の不足している地域医療を存続させる視点に立って、診療報酬制度

や介護報酬制度を改善するとともに、DX技術を活用すること。

5. 医師について定員配置等の規制的手法の導入、過疎地域や山村地域への一定期間の勤務義務づけを検討すること。
6. 民間事業の参入困難となっている現状を打開する政策を推進し、財源措置を含め都市との格差を是正すること。
7. 周産期医療ができるよう山村地域の産科医、小児科医を含めた医師の確保、体制に万全を期すこと。へき地診療所等の運営、医療施設・保健衛生施設の整備、医師及び看護師の養成・確保に対する助成措置を充実・強化すること。
8. 無医地区への定期的な巡回診療、保健師の配置、救急医療用のヘリコプターへの支援を強化すること。
9. 山村地域における救命率向上のため、遠隔医療システムと救急活動を連携させる仕組みの構築・導入を支援するとともに、救急救命士の処置範囲拡大や高度な救急資機材等の導入に対する財政支援を拡充すること。
10. 人口減少・高齢化の進展が著しい山村地域においては高齢者・障がい者・児童いずれの福祉分野においてもサービス需要が減少し、地域のサービス提供体制の維持・確保に支障が生じている。福祉人材の確保、経営に対する支援等、サービスを提供する事業所等が今後も事業を継続できるための支援体制を強化すること。
11. 医療機関、介護施設、福祉サービス事業所等への距離が遠く、公共交通も十分でない山村地域において、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども等が必要な医療・介護・福祉サービスを受けられるよう、通院・通所に係る移動支援、移動診療車、医療MaaS等の導入・運営への財政支援を充実・強化すること。

## X 教育・文化

1. 都市と地方の教育格差は歴然としている。あらゆる可能性を用いて教育格差と選択肢の確保を行うこと。
2. オンライン教育の環境整備を推進するとともに、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を充実すること。また、地域の伝統文化・芸能の体験等を通じた教育に努めること。
3. 小中学校の統廃合に当たっては、教育拠点の確保、地域の持続性の観点に十分配慮すること。
4. 山村地域における教員配置に係る関連法の見直しを行い、教職員の更なる配置改善を行うこと。
5. 地域の人材育成と地方創生の実現のため教育機関の地方移転を進めること。
6. 自然資源を保護・保全するとともに、ジオパーク事業に対する支援を充実・強化すること。また、山村における国民の幅広いボランティア活動や山村留学を含む山村での体験を推進すること。
7. 公立学校施設整備、スクールバス等の購入に対する助成措置を充実・強化するとともに、寄宿舎居住費等へき地児童生徒に対する助成措置を講ずること。
8. 山村地域の文化財の保護等に対する助成措置を講ずるとともに、遺跡発掘等により山村の自然に触れる体験交流活動に対し支援すること。
2. 伝統文化を継承する人材（寺社仏閣の後継者等）や伝統技術の担い手の確保・育成に資する移住・研修支援を充実すること。

## **X I 貿易交渉について**

貿易交渉及びその実施に当たっては、山村地域の主要産業である農林業に打撃を与えることのないよう、山村地域の住民が誇りを持って農林業を営み、住民が生活を維持できるよう、万全の対応をとること。

## **X II 山村地域の持続的発展の確保**

1. 財源保障機能及び財源調整機能を果たす地方交付税制度を充実・強化し、所要額を確保すること。
2. 基準財政需要額の算定に当たっては、山村自治体が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を重視するなど、山村地域の実情に即したものとすること。また、その関連として、歴史的遺産の保全、文化財防火、多数の来訪者対応など、わずかな人口で広域・多面的な財政需要を抱える山村特有の事情を、基準財政需要額の算定に的確に反映すること。
3. 農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、国土保全に資する事業等に関する地方財政措置の充実・強化を図ること。
4. 山村地域の活性化に不可欠な辺地対策事業債及び過疎対策事業債の十分な確保を図ること。
5. 道州制について安易に検討するのではなく、その前に、東京一極集中の是正に向けた国家のあり方につき真摯に検討を行い、実現を図ること。
6. 償却資産に係る固定資産税は、山村地域の市町村の重要な財源であり、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。
7. 山村地域では、土木・福祉・医療などの技術系職員の確保が極めて困難となっており、行政サービスの維持に深刻な支障が生じている。専門職員の確保・定着に向けた財政支援や派遣制度、就職支援制度の拡充など、国による人的支援の強化を図ること。

・